

医療福祉・在宅看取り啓発キャラクターみとりちゃんの利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、医療福祉の地域創造会議（以下「地域創造会議」という。）が医療福祉・在宅看取りにかかる啓発を推進するため、医療福祉・在宅看取り啓発キャラクター「みとりちゃん」（以下「キャラクター」という。）の広く効果的な活用の促進を図ることを目的に、キャラクターの適正な使用の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、地域創造会議に属する。

(利用の申請および承認)

第3条 キャラクターを利用しようとする者は、あらかじめ利用申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて地域創造会議 代表幹事（以下「代表幹事」という。）に提出し、承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第2項各号のいずれにも該当しない場合はこの限りではない。

- (1) 地域創造会議の個人会員、賛助団体が利用する場合
- (2) 滋賀県内の地方公共団体が利用する場合
- (3) 報道機関が報道の目的で利用する場合
- (4) その他代表幹事が適当と認めた場合

2 代表幹事は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合は除き、利用を承認するものとする。

- (1) 法令または公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 地域創造会議の信用または品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められる場合
- (5) キャラクターの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) キャラクターの図柄の変更・改変、その他キャラクターの利用が適当でないと認められる場合
- (8) その他代表幹事が不適切であると判断した場合

3 前項の規定による承認をするときは、利用承認書（別記様式第2号）により通知する。

4 第2項の規定による承認をしないときは、利用不承認通知書（別記様式第3号）により通知する。

(利用料)

第4条 キャラクターの利用料については、当分の間、無料とする。

(地位の承継)

第5条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有してい

た利用承認に基づく地位を承継することができる。

(利用上の遵守事項)

第6条 第3条の規定による利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 利用物件の完成品を提出すること。ただし、完成品の提出が困難な場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (3) 第3条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (4) (別記) キャラクターの表示に関する留意事項を遵守すること。

(承認内容の変更等)

第7条 利用者が利用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第4号）を代表幹事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 代表幹事は、前項に規定する変更申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを承認し、変更承認書（別記様式第5号）をもって通知する。
- 3 ただし、軽微な変更については、地域創造会議事務局への事前協議による承認をもって、本条に規定する手続きに代えることができるものとする。

(承認の取消し等)

第8条 代表幹事は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用承認（前条の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用承認が取り消された場合、承認取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 利用者が規程に違反した場合
 - (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (3) その他キャラクターの利用継続が不相当であると認められた場合
- 2 代表幹事は、前項の規定による利用承認の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
 - 3 代表幹事は、利用者にキャラクターの利用状況等について報告を求め、または調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第9条 この規程による利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について地域創造会議の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第10条 地域創造会議は、この規程による利用承認の申請に要した費用および利用の実施に係る経費または役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第11条 地域創造会議は、キャラクターの利用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 利用者は、キャラクターを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、地域創造会議に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、キャラクターの利用に際して故意または過失により地域創造会議に損失を与えた場合は、これによって生じた損害を地域創造会議に賠償しなければならない。

(情報の公開)

- 第12条 代表幹事は、広く、キャラクターの利用促進を図る観点から、その利用承認の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

- 第13条 この規程に関する事務は、地域創造会議事務局が行う。

(その他)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。